

川崎市立土橋小学校PTA 慶弔・見舞い・旅費規定

第 1 条 児童・会員の慶弔・見舞い・旅費に関して、次の通りに定める。

第 2 条 この規定の改廃は、運営委員会において決定する。

第 3 条 慶祝

1 教職員転任・退任

花束を贈る。

2 その他、特別な場合には役員が協議して決める。

第 4 条 弔慰

1 会員の児童 10,000円と花輪（または生花）

なお、本会を代表して会長が弔問、会葬する。

2 会員（本人および配偶者） 10,000円と花輪（または生花）

なお、本会を代表して会長が弔問、会葬する。

3 その他、特別な場合には役員が協議して決める。

第 5 条 見舞い

1 会員の災害については、役員で協議し見舞う。

2 その他、特別な場合には役員が協議して決める。

第 6 条 旅費

1 本会を代表して公式機関の招集する研修会・協議会に参加する場合、実費が支給される。

2 児童・会員に傷病・不幸等があり見舞い・弔慰をあらわす場合、実費が支給される。

3 その他、特別な場合には役員が協議して決める。

付則

1 返礼は一切受けないものとする。

2 この規定は、平成18年（2006年）6月28日より実施する。

3 この規定は平成19年（2007年）5月23日一部改定。

同年5月23日より実施する。

4 この規定は、令和4年（2022年）10月3日一部改訂。

令和5年4月1日より実施する。